

## ろうきんダイレクト利用規定（抜粋）

[「ろうきんダイレクト利用規定」の全文はこちら](#)になります。

### 第1章 総則・共通事項

#### 10. 不正な取引被害への補てん

(1) 「ログイン ID」「ログインパスワード」「合言葉」「ワンタイムパスワード」(以下、総称して「パスワード等」といいます。)の盗用または不正アクセス等(以下、本条において「パスワードの盗用等」といいます。)により行われた不正な取引(以下「不正な取引」といいます。)については、次の①から③のすべてに該当する場合、契約者は、当金庫に対し、後記(2)にもとづいて、不正な取引の額およびこれにかかる手数料等、利息に相当する金額(以下「不正な取引による損害」といいます。)の補てんを請求することができます。

- ① パスワードの盗用等または不正な取引に気づいてから速やかに、当金庫への届出が行われている場合
- ② 当金庫の調査に対し、契約者より十分な説明が行われている場合
- ③ 警察署に対し、契約者より被害事実等の事情説明が行われている場合

(2) 前記(1)の請求がなされた場合は、当金庫は、当金庫へ届出が行われた日の 30 日(ただし、当金庫に届出ることができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正な取引の額およびこれにかかる手数料等、利息に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記(1)および(2)の規定は、前記(1)にかかる当金庫への届出が、パスワードの盗用等が行われた日(パスワードの盗用等が行われた日が明らかでないときは、不正な取引が最初に行われた日)から、2年を経過する日以降に行われた場合は、適用されないものとします。

(4) 前記(1)および(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当金庫は被害状況および契約者の過失度合いに応じて、契約者に対して、不正な取引による損害の補てんを減額あるいは行わないものとします。また、次のいずれかに該当しない場合であっても、不正な取引に関して、当金庫が善意無過失であり、かつ、不正な取引による損害が契約者の過失に起因する場合は、当金庫は被害状況および契約者の過失度合いに応じて、契約者に対して不正な取引による損害の補てんを減額あるいは行わない場合があります。

- ① 不正な取引が契約者または契約者の法定代理人の故意によって行われた場合
- ② 不正な取引が行われたことについて当金庫が善意無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
  - A. 契約者または契約者の法定代理人の過失による損害の場合

#### 【契約者の過失となりうる事例】

- ・ 第三者(契約者以外のすべての者を指します。以下同じ。)にパスワード等を知らせた場合

- ・ パスワード等を記載したメモを貼付する等、第三者が知りうる状態においた場合
- ・ キャッシュカード上に暗証番号やパスワード等を書き記していた場合
- ・ パスワード等を容易に認知できる状態で電子ファイルやアプリ等に保存していた場合
- ・ パスワード等につき、契約者のメールアドレスや他のインターネットサービス、ロッカー、貴重品ボックス、携帯電話機・PC・スマートフォンなどで使用する暗証番号等と同じもの、またはこれらのいずれかから推測されやすいものを使用していた場合
- ・ ウェブサイトやメール・SMS 等の真正を確認することなく、フィッシングサイトやフィッシングメールにパスワード等を入力した場合
- ・ 当金庫が複数回にわたり、メール、プッシュ通知等により注意喚起していたにもかかわらず、注意喚起されたものと同様の手口により、パスワード等を入力した場合
- ・ 契約者の意思により IB にログインした状態(当該端末で IB の各種取引が利用可能な状態を指します。以下同じ。)の端末について、譲渡、質入もしくは貸与、または契約者の不注意による紛失、盗難もしくは不正使用があった場合
- ・ 端末のブラウザ機能によりパスワード等が自動入力されて IB にログインできる設定となっている等、契約者以外の者であっても容易に IB にログインできる状態の端末について、譲渡、もしくは貸与、または契約者の不注意による紛失、盗難もしくは不正使用があった場合
- ・ 契約者の意思により「パスワード等」およびワンタイムパスワードアプリを利用する端末(以下「アプリ端末」といいます。)に第三者の生体情報を登録していた場合
- ・ 契約者の不注意により、第三者がアプリ端末に第三者の生体情報を登録し、あるいは第三者がアプリ端末に登録された契約者の生体情報を利用して後記第3章3.(15)に定めるワンタイムパスワードアプリの「生体認証ログイン」でログインすることが可能であった場合
- ・ IB を利用する PC やスマートフォン等の電子機器でウイルス対策ソフトを導入せず、もしくはアップデートを怠っていた、または OS・ブラウザ設定やワンタイムパスワードアプリを最新のバージョンに更新していなかったことに起因するセキュリティの脆弱性により不正使用があった場合
- ・ 不審なソフトウェアやアプリをダウンロードしたことにより不正使用があった場合
- ・ 契約者の登録済みのメールアドレスが誤っていた等により、当金庫からの注意喚起メールを受け取ることができない状態であった場合
- ・ メールアドレス、住所、氏名などの変更に際して当金庫所定の手続きが行われておらず、当金庫による顧客管理や注意喚起等が適時適切に実施できない状態にあった場合
- ・ 身に覚えのない IB の利用履歴があることを認識しながら、IB の利用を継続した場合

- ・ 上記のようなケースに該当するにもかかわらず当金庫への通報を怠っていた間に不正な取引が行われた場合
  - ・ その他当金庫が契約者に上記事例と同程度の過失があると認める場合
- B. 契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、家事使用人または従業員等の関係者による不正利用による被害の場合
- C. 第三者からの指示に起因して生じた被害の場合
- D. 契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ③ 不正使用等が、地震、津波、暴風雨、疫病その他の天変地異や、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合
- ④ 各種預金口座規定等、当金庫が定める規定に違反したことにより生じた被害の場合

以上  
(2412)